

## フードテックと成長戦略 - フードテック分野の成長投資に必要な視点を考える -

アグリ・フードニュースレター

2026年2月13日号

執筆者:

片桐 秀樹

[h.katagiri@nishimura.com](mailto:h.katagiri@nishimura.com)

本ニュースレターは、2026年1月29日現在の情報に基づいています。

### 1. はじめに

2025年12月24日の日本成長戦略会議において、戦略17分野の検討を進めるワーキンググループ等の設置が決定されました<sup>1</sup>。翌日には、これを受けて、農林水産大臣を座長とする「フードテックワーキンググループ」（以下「WG」）が開催され、「植物工場、陸上養殖等の現状・課題を整理しつつ、日本の勝ち筋を見定め、投資内容やその時期、目標額等を含めた官民投資ロードマップ等の検討」を行うことが合意され、現在検討が進められています<sup>2</sup>。このフードテック分野を含む重点分野への投資は、高市総理が提唱されてきた「危機管理投資」<sup>3</sup>を体現するためのコアとなる政策であり、2026年1月23日の衆議院解散に伴い、本稿執筆時点で繰り広げられている選挙戦においても、高市総理自らが、その意義を演説等で繰り返し述べられているところです。このことからも、まさに高市政権を体現する政策の1つであり、控えめに言つても肝いりの政策と呼べるものです。報道の量等を見ると、どうしてもAIや半導体、あるいは資源・エネルギーといった分野が危機管理投資の対象分野として注目を集めがちですが、実は高市総理のご発言等を見ると、フードテック分野に対する総理ご自身の関心・注目は相当に高いことがうかがわれるという点は注目に値します<sup>4</sup>。危機管理投資の重点分野の1つとして、「フードテック」が挙げられたことは、事業者にとつても成長のドライバーとなる機会が増えることを意味し、モメンタムの高まりを示す重要なシグナルとなります。率直に言って、最近のフードテック分野における潮流は、特に欧米を中心に、厳しい投資環境の下で、社会実装のスピードや規模感が減速しているということが関係者の大枠での認識であったと思われるた

<sup>1</sup> 2025年12月24日付「日本成長戦略会議（第2回）」資料1-2「[成長戦略の検討体制](#)」参照。

<sup>2</sup> 農林水産省ホームページ「[フードテックワーキンググループ](#)」冒頭の記載より。

<sup>3</sup> 2025年12月17日の記者会見において、高市総理は、危機管理投資とは、「経済安全保障、食料安全保障、エネルギー・資源安全保障、健康医療安全保障、国土強靭（きょうじん）化対策、サイバーセキュリティなどの様々なリスクや社会課題に対し、官民が手を携え、先手を打って行う戦略的な投資」であり、「世界共通の課題解決に資する製品・サービスやインフラを国内外の市場に展開できれば、更なる日本の経済成長につながります。」と述べられています（[令和7年12月17日 高市内閣総理大臣記者会見 | 総理の演説・記者会見など | 首相官邸ホームページ](#)）。

<sup>4</sup> 衆院解散後に初めて行われた党首討論（1/24）でも、衆院選挙公示日に東京で行われた最初の街頭演説（1/27）でも、高市総理は、危機管理投資について説明を行な際の最初のトピックとして、「食料安全保障」を出し、植物工場等の技術的な概説等も加えながら、相当な時間を割いて話をされています。ここからすると、食料安全保障の重要性及びそれをテクノロジーを使って確保することの意義を意識されていることがうかがわれます。実はこのことは、後で述べますが、日本においては大きな発想の転換であり、フードテックが体現する価値の質を変える可能性がある一方で、乗り越えなくてはならない壁もある点に注意が必要です。

め、この流れを日本から変えることができるかもしれないという意味でも大きな期待を呼ぶ動きと言えるでしょう。

本稿は、このような環境下で、フードテックの社会実装を加速させるための成長戦略を公開情報を基に読み解きつつ、筆者なりの視点も交えて解説を行う記事となっています。

## 2. 成長戦略を読み解く

総括をすると、WG は、植物工場・陸上養殖・食品機械・新規食品の 4 領域について、日本の技術力と市場性を踏まえ「稼げる」フードテック戦略を作ることが求められる場と言えそうです。特に 2026 年 12 月 25 日に開催された第 1 回の会合（以下「第 1 回会合」）では、現状認識と課題の共有を行うことに時間が割かれ、事業化の壁、投資の不足、海外展開、ユニコーン創出等多面的な課題が共有されました。今後は市場定義・課題聴取を出発点とし、投資戦略を含む具体的な成長戦略を策定していくことになります。以下では、簡潔ではありますが、第 1 回会合の議論や参考資料の内容を踏まえ、WG における検討体制・検討課題・想定成果物&スケジュールについて内容を整理しています。

### （1）検討体制

農林水産大臣を座長（座長代理：副大臣・政務官）とし、WG で取り扱う分野を 4 領域ユニット（植物工場／陸上養殖／食品機械／新規食品）と決定したことを踏まえて、農林水産省（水産庁を含む）の関連部局（技術総括審議官、政策課、新事業・食品産業政策課、園芸作物課、技術会議、栽培養殖課等）を中心に、それぞれの分野について専門的な議論を進めるための体制が整備されました。1 つの注目ポイントとして、事務局に経済産業省 商務・サービスグループの大臣官房参事官が参画している点が挙げられます。同グループはその所掌事務が幅広く、いわゆる流通やサービス等フードテックの出口に関する分野を所掌しているほか、生物化学産業課（発酵工業品等を含むバイオインダストリーとも関連の深い課）を傘下に抱えており<sup>5</sup>、バイオテクノロジーを背景にした新規食品分野等との親和性も高く、いわゆる縦割りでは提供できない効果的な打ち手の提供を可能にするための配置であるとも考えられます。また、ここに民間の有識者が加わり、各ユニットに関する専門知識に加え、社会実装のための勘所や現場感、あるいは投資・育成等多様な視点の提供等の幅広い役割が期待されていることがうかがわれます。

### （2）検討課題

第 1 回会合の議論をまとめると、フードテックの産業としての視点、すなわち「稼ぐフードテック」を実現するために、まず日本の強みは何かを検討し、これを体現するためのいわば「キーワード」として、閉鎖型生産、発酵、環境制御、食品機械といった用語が挙げられ、これらを活かした勝ち筋の抽出が必要との視点が共有されました。一方で、既存事業者の課題、特に事業化におけるボトルネック（例えば陸上養殖の長期回収・高い死リスク、植物工場の設備・ランニングコスト等）も抽出されており、これらを踏まえた今後の対応について、大まかな方向性が示されました<sup>6</sup>。このような各分野における強み・課題の分析等に加え、フードテック分野の特性や事業環境等を踏まえ、有識者等から、どのようなアプローチでフードテックの分野をサポートすればいいのか、いわば How の部分についても意見が示されました。それらの意見を見ると、

<sup>5</sup> 経済産業省ホームページ「[各部署の業務 商務・サービスグループ](#)」を参照。

<sup>6</sup> 詳細は、第 1 回会合の【資料 3】「[フードテックをめぐる現状と課題等](#)」6p-9p を参照。

長年フードテックの分野が抱えてきた構造的な課題、すなわち規模の拡大をどのように実現するかという点に課題意識が集約されており、スケールアップを実現するための手法として、いわゆるユニコーン化に向けた支援リソースの集中・大規模化（資金供給、知財、標準化、人材育成、国際展開等）といった方向性や、海外展開時のパッケージ輸出（施設+ノウハウ+技術）等の垂直統合型モデルの検討、あるいはスタートアップ・大企業・行政のエコシステム強化（実証→実装の壁の突破）による水平型の群戦略的なアプローチ等、様々な観点での規模拡大に向けた議論が行われました。一方で、稼ぐフードテックを実現する上でキーとなる、市場定義や需要側視点の整理を行うことについても言及がありましたが、第1回会合の時点では具体的な検討結果の共有に至っておらず、今後の検討課題と考えられます。

### **(3) 想定成果物&スケジュール**

今回のWGでの検討の結果、どのようなアウトプットが想定されるのか、つまり想定される成果物は何かという点については、必ずしも明確ではない部分もありますが、基本的に想定されているのは、4領域毎の現状・課題・方向性の整理をした上で、「官民投資ロードマップ（案）」を作成し、それぞれ投資先、時期、規模のイメージをある程度具体化した上で、成長戦略会議向けの政策パッケージ（市場創出・規制・ファイナンス・エコシステム整備）を作ることとされています<sup>7</sup>。また、スケジュールについては、以下のとおり示されています<sup>8</sup>。予算措置が必要となることに伴い、期限が決まっているので、大きなスケジュール感の変更は想像しがたいですが、衆院が解散されたことに伴い、解散選挙の結果如何で、今後様々な変更がある点には注意が必要です。

- 2025/12/25：第1回WG（現状と課題等の認識共有や今後の検討事項の整理）
- 2026/2～3：第2回WG（市場整理・課題深掘り）  
⇒その後4領域での検討実施
- 2026/4～5：第3回WG（領域別方向性・投資案整理）
- 2026夏：成長戦略（案）取りまとめ・官民投資ロードマップ策定
- 以降：必要に応じ追加開催

## **3. 筆者の視点**

上記2で整理をしたWGのとりまとめ状況を踏まえつつ、僭越ではありますが、筆者なりの視点でその意義や課題について以下検討を加えます。

### **(1) 食料安全保障**

フードテックが危機管理投資の重点領域となった1つの背景として、「食料安全保障」への寄与という点が指摘されているという点は冒頭で述べたとおりです（脚注の3及び4を参照）。しかし、フードテックが食料安全保障に寄与するという点は、（少なくとも政策という意味では）これまであまり意識されてこなかつたという経緯があり、ここに至るまでにいくつかのステップがあるという点を指摘したいと思います。すなわち、食料安全保障という概念は基本的に、（いわゆる一次産業としての農業／漁業／畜産業の成果物であ

<sup>7</sup> 前掲「[フードテックをめぐる現状と課題等](#)」10pを参照。

<sup>8</sup> 前掲「[フードテックをめぐる現状と課題等](#)」12pを参照。

る）農産物等と紐付いて考えられており、国内における増産、あるいは海外からの輸入先の多様化等が食料安全保障を確保する際のメニューとして整理をされてきました（これらが重要な意義を持つ点は今も変わっていません。）。特に食料安全保障の確保は、今時点で（あるいはすぐに）確保できる食料をベースに検討されるものというのが基本姿勢であり、新技術の開発や投資といった研究開発活動を推し進めるドライバーとしては機能していませんでした。この意味で、イノベーションと食料安全保障は切り離された概念であったと言えます。しかし、2024 年に改正された「食料・農業・農村基本法」（以下「改正後基本法」）によって、食料安全保障が国の農政における基本理念の柱（改正後基本法第 1 条参照）として格上げされ、国が「先端的な技術を活用した食品産業及びその関連産業に関する新たな事業の創出の促進、海外における事業の展開の促進」を講ずることが法律上も求められるようになり（改正後基本法第 20 条）、食料安全保障とイノベーションの概念的な架け橋が生まれました。また、これに先立ち、2021 年には農林水産省に新事業・食品産業部が設置され、そのような施策を進める体制が整備されていたという点も指摘できるでしょう。このような様々な下地が整って来た段階で、今般の高市政権の施策により、一気に国におけるイノベーションの重点領域を支える根拠として、食料安全保障が注目を浴びるようになりました。食料安全保障という概念が食産業における研究開発や投資を支え、イノベーション推進のキー概念として機能することで、他の分野とは異なるフードテック独自の価値の源泉となることが期待されます。

一方で、食料安全保障の確保という政策目標は、何か 1 つの視点のみによって達成されるものではなく、様々な施策のミックスにより実現されるものであり、逆に言えば、フードテックの推進も食料安全保障のみによって基礎付けられるものではなく、現在の WG においても、需要者側の視点も含め、様々な視点を踏まえた検討が行われている点は見逃せません。この観点で、シンガポールにおける政策の推移は参考になるかもしれません。シンガポールでは、いわゆる 30×30（2030 年までに食料自給率 30% を達成するという政策目標）の掛け声の下、「食料安全保障」（Food Security）をキーワードに、食料供給力の源泉として、フードテックの振興を図り、今ではアジア地域におけるフードテックのハブとしての地位を確立するに至りました。一方で、食料安全保障の確保という意味では、フードテック分野の進展による目に見える成果（例えば全体的な自給率の向上）は十分に見えていないという分析がなされており<sup>9</sup>、その要因として、例えば需要の創造が不十分であったこと、あるいは高コスト構造に起因してビジネスモデルを構築することが困難であったこと等が指摘されています<sup>10</sup>。日本とシンガポールとではそもそも農業基盤の違い等前提を異にする部分もありますが、フードテックの進展が食料安全保障にどのようなタイムラインでどのように貢献するのかを考える上で、示唆に富む実例を与えてくれるものと思われます。

## （2）規制環境

次に、フードテックの社会実装や稼ぐ力をつける上で忘れてはならないのは、需要を創造する前提として、法規制の環境がそれに伴い適切に整備されていることが必要であり、これがなければ企業も供給力の向上に向けた投資を実行することができず、結果的にどれだけ優れた成長戦略を策定しても、絵に描いた餅となりかねないということです。このことは、日本成長戦略会議においても意識されており、先般実施された第 1 回戦略分野分科会においても、官民投資ロードマップに盛り込むべき内容に関する議論の中で、「供給サイドに直接働きかける措置のみならず、戦略的投資促進に繋がる規制改革や国際標準化・海外市場開拓等の需要

<sup>9</sup> Singapore Food Agency の公式統計資料「[SINGAPORE FOOD STATISTICS 2024](#)」12p 等参照。

<sup>10</sup> Channel NewsAsia (CNA) 2024 年 6 月 8 日付「[Commentary: Time to rethink Singapore's '30 by 30' food resilience, amid local farm setbacks](#)」参照。

サイドからの政策も含める」と述べられており（太字・下線は筆者にて追加）<sup>11</sup>、また第1回会合においても、今後の検討事項として、市場の確保・拡大・創出に向けた対応策として、「規制・ビジネスルールへの対応」が挙げられています<sup>12</sup>。ただ一口に「規制」といっても様々なレイヤーがあり、国内でプロダクトを上市するための安全性や表示にかかる規制、製造や事業実施にかかる許認可等の国内でビジネスを行うために対応が必要となる規制から、輸出入を行う上で対応が必要になる規格等にかかる規制等、国際的な交渉を伴うものまで様々あります。また、事業領域によっても、このような規制の有無や整備状況がビジネスの遂行にどの程度影響を与えるかはレベル感のばらつきがあり、今回の4領域の中でも、具体的なアプリケーション毎に影響度には違いがあります。例えば、新規食品分野の中でも国内外で注目が集まるいわゆる「精密発酵」（ここでは、遺伝子組換え微生物を用いてタンパク等の食品原料を製造する技術、事業分野と定義します。）等は規制環境の整備が極めて重要な意味を持つ代表的な分野と言えるでしょう。すなわち、遺伝子組換え技術を利用した場合、現行の法制度を基にすれば、上市の前提として、遺伝子組換え食品にかかる安全性審査の枠組みへの対応が求められる可能性がありますが、現状の遺伝子組換え食品にかかる安全性審査の枠組みにおいては、少なくとも正面から、このいわゆる「精密発酵」タンパク等をターゲットにした審査基準は存在せず、対応を準備する企業からして、予測可能性が低いという問題点があります。加えて、表示に関する議論も十分に行われていません。また、そもそもの前提として、欧米やシンガポール等の先進諸国では、いわゆる精密発酵タンパク等と遺伝子組換え食品を区別しており（今回は詳細な議論は割愛しますが、欧米等では、組換体やDNAが最終製品に不存在である場合には、いわゆる遺伝子組換え食品としての審査ではなく、Novel Food等の別の枠組みの中で審査を行っています。）、日本においても、遺伝子組換え食品の枠組みの中で検討を行うことが妥当なのかという点も問題になるでしょう。

また、イノベーションと規制の関係を考える上で忘れてはならない重要なポイントは、「規制環境の整備」とは単に法制度を新設する、改正するということではなく、それが効率的・適切に運用されるように人員の確保も含めたトータルパッケージでの整備を行うことで真に実効性を持つという点です。仮に上市に向けた審査制度が整備されても、それを審査するのは人です。審査を行うための十分な人員やリソースが準備されていなければ、審査に想定よりも時間が掛かることは明白です（これはどんな仕事でもそうです。すごく単純に言えば、審査業務に従事する担当官の数が2倍になれば、同じ時間で上市可能になるプロダクトが2倍に増え、社会全体で見たイノベーションの社会実装が2倍加速したことができます。イノベーションへのインパクトという意味では、投資に勝るとも劣らない画期的な成果ではないでしょうか。）。今回の成長戦略等により、イノベーションが促進され、イノベーティブなプロダクトが開発されればされるほど、規制側で審査や検討を行うべき事項も増えるでしょう。そのとき、開発側には資金の援助があるが、審査する側にはそれに比例して予算がつかないとすれば、せっかく供給サイドの準備ができても、需要サイドの準備ができないということになりかねません。

実は、上記で述べた新規食品分野に関連する規制の多くは、所管が農林水産省ではなく、消費者庁や厚生労働省、あるいは内閣府（食品安全委員会等）にあるものがほとんどです。この意味で、従来の考え方であれば、WGにおいて上記の規制環境の整備について具体的な打ち手を提言することは難しいかもしれません。しかし、今般の成長戦略においては、いわゆる17分野以外にも、横断的分野として人材育成やファイナンス等の諸課題を検討する分野横断型課題への対応分科会も設置され、17分野それぞれについて官民投資ロード

<sup>11</sup> 2026年1月22日付内閣官房HP 戰略分野分科会（第1回）資料2「戦略17分野における「官民投資ロードマップ」に盛り込むべき内容」2p参照。

<sup>12</sup> 前掲「フードテックをめぐる現状と課題等」10pを参照。

マップを設定する際は「横断的分野における取組の成果も十分に取り込」むことが求められており<sup>13</sup>、いわゆる縦割り打破が意識されていることがうかがわれます。また、上記2(1)で述べたとおり、（主として規制を所管する省庁ではありませんが）経済産業省が関連省庁として事務局に参画しており、WGにおいても縦割り打破が意識されていることもうかがわれます。いずれにせよ、WGにおいても今後「規制・ビジネスルールへの対応」の議論が深化していくことが想定されており、その中では他省庁にまたがる問題への検討も必要になることが想定されますので、この点への対応にも注目が集まります。

#### 4. 終わりに

以上、縷々述べましたが、まず17の重点投資分野の1つにフードテックが取り上げられたという事実は国内外に与える期待・インパクトとして極めてポジティブな印象を与えるものです。筆者が知る限り、海外の関係者からもこの政策動向には強い関心が示されており、海外マーケットを意識した今回の取り組みとの関係でも積極的に海外への情報発信を行い、モメンタムを高めていくことが必要になるでしょう（筆者も、このNews Letterの英訳版をリリースする想定です。）。次に、これからより、対象分野や具体的な支援策等が明らかになっていくものと思われますが、WGにおいても事業者ヒアリングを始め、産業界やアカデミア等の関係者との対話を通じてより実効性のある制度に整えていくことを志向されているため、様々な機会を通じて、リアルな声を届けていくことがよい政策形成に繋がっていくという点を各事業者等においても意識しアクションに移すこと必要になると思われます。筆者においても、今後もフードテックの成長戦略について動向を注視し、情報発信して参りますので、引き続きご注目ください。

以上

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&Aニュースレター購読をご希望の方は[N&Aニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)

<sup>13</sup> 高市総理の日本成長戦略会議における発言（[令和7年12月24日 日本成長戦略会議 | 総理の一日 | 首相官邸ホームページ](#)）参照。